

企業法

【科目別講評】

18問中A評価が8問、B評価が8問、C評価が2問である。合格ラインは問数的には12問前後で、点数的には67点程度ではないだろうか。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	6 点	A	個人商人の営業
問題 2	6 点	A	商行為
問題 3	6 点	A	株式会社の定款
問題 4	5 点	A	設立時発行株式および発行可能株式総数
問題 5	5 点	B	譲渡制限株式の譲渡承認手続
問題 6	5 点	B	新株予約権
問題 7	5 点	B	株主総会の招集
問題 8	5 点	A	取締役会
問題 9	5 点	B	責任追及等の訴え
問題10	5 点	A	執行役に委任することができる事項
問題11	5 点	B	会計監査人
問題12	6 点	A	剰余金の配当
問題13	6 点	C	清算株式会社
問題14	6 点	B	持分会社
問題15	6 点	A	社債
問題16	6 点	B	組織再編
問題17	6 点	C	自己株券買付状況報告書
問題18	6 点	B	有価証券報告書

問題 1

正解

3

難易度

A

【出題内容】

個人商人の営業

【解 説】

- ア. 誤 り。商法4条2項。
- イ. 正しい。商法503条2項。
- ウ. 正しい。商法12条。
- エ. 誤 り。商法17条1項2項。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は3となる。

問題 2

正解

5

難易度

A

【出題内容】

商行為

【解 説】

- ア. 誤 り。商法506条。
- イ. 誤 り。商法21条1項、504条本文。
- ウ. 正しい。商法505条。
- エ. 正しい。商法511条1項。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は5となる。

問題 3

正解

1

難易度

A

【出題内容】

株式会社の定款

【解 説】

ア. 正しい。28条3号, 33条7項。

イ. 正しい。31条2項2号。

ウ. 誤 り。株式会社の公告方法は、定款の絶対的記載記録事項ではない(27条)。なお、定款に公告方法の定めがない株式会社においては、「官報に掲載する方法」が公告方法となる(93条3項)。

エ. 誤 り。本記述の検査役に対して支払う報酬の額は、裁判所が定めることができる(33条3項)。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題 4

正解

5

難易度

A

【出題内容】

設立時発行株式・発行可能株式総数

【解 説】

ア. 誤 り。発起人が払込みを行うことによって設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない(35条)。

イ. 誤 り。発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その「全員の同意」によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる(37条2項)。

ウ. 正しい。34条1項ただし書。

エ. 正しい。32条1項1号。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は5となる。

問題 5

正解

2

難易度

B

【出題内容】

譲渡制限株式の譲渡承認手続

【解 説】

ア. 正しい。140条2項, 309条2項1号。

イ. 誤 り。譲渡制限株式の指定買取人の指定は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議によらなければならない(140条5項)。

ウ. 正しい。143条1項。

エ. 誤 り。本記述の場合には、承認を「する」旨の決定をしたものとみなされる(145条1号)。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題 6

正解

4

難易度

B

【出題内容】

新株予約権

【解 説】

ア. 誤 り。本記述の通知が要求されるのは、公開会社である(240条2項)。なお、240条3項4項に注意。

イ. 正しい。246条2項。

ウ. 誤 り。行使価額の決定は、公開会社においては取締役会の決議による(238条2項・236条1項2号3号, 240条1項)。なお、238条3項2号参照。

エ. 正しい。280条2項。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は4となる。

問題 7

正解

2

難易度

B

【出題内容】

株主総会の招集

【解 説】

ア. 正しい。298条4項。

イ. 誤 り。委員会設置会社においても、株主総会の招集の際に定めるべき事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない（298条4項、416条4項4号）。

ウ. 正しい。298条1項5号、299条4項、施行規則63条5号。

エ. 誤 り。株主総会においてその延期または続行について決議があった場合には、株主総会の招集の決定（298条）、株主総会の招集の通知（299条）の規定は、適用されない（317条）。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題 8

正解

2

難易度

A

【出題内容】

取締役会

【解 説】

ア. 正しい。366条1項ただし書。

イ. 誤 り。監査役会設置会社の取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる（368条2項）。

ウ. 正しい。369条5項。

エ. 誤 り。取締役会議事録の閲覧または謄写の請求をすることができる者は、株主・債権者・親会社社員に限られる（371条2項4項5項）。本記述の要件の下に、取締役会議事録の閲覧または謄写の請求ができるのは、取締役会設置会社の債権者である（371条4項）。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題 9

正解

5

難易度

B

【出題内容】

責任追及等の訴え

【解 説】

- ア. 誤 り。非公開会社においては、株式保有期間の要件はない（847条2項）。
- イ. 誤 り。悪意によるものであることの「疎明」で足りる（847条8項）。
- ウ. 正しい。849条3項。
- エ. 正しい。852条2項。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は5となる。

問題10

正解

3

難易度

A

【出題内容】

執行役に委任することができる事項

【解 説】

- ア. 委任することができない。416条4項1号。
- イ. 委任することができる。416条4項柱書本文。
- ウ. 委任することができる。416条4項柱書本文。
- エ. 委任することができない。416条4項20号。

以上より、委任することができるものはイとウであることから、正解は3となる。

問題11

正解

2

難易度

B

【出題内容】

会計監査人

【解 説】

ア. 正しい。340条1項1号2項4項。

イ. 誤 り。委員会設置会社においては、「監査委員会の委員の全員の同意」によって、解任することができる（340条1項1号2項5項）。

ウ. 正しい。344条1項2号3項。

エ. 誤 り。委員会設置会社においては、監査委員会が「株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する内容の決定」を行う（404条2項2号）。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題12

正解

1

難易度

A

【出題内容】

剰余金の配当

【解 説】

ア. 正しい。107条2項2号ホかつこ書、454条1項1号かつこ書。

イ. 正しい。454条5項。

ウ. 誤 り。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当において、株主に金銭分配請求権を与えるときは、当該金銭分配請求権の行使期間の末日は、当該剰余金の配当の効力発生日「以前」の日でなければならない（454条4項柱書）。

エ. 誤 り。本記述の株式会社は、株主に金銭分配請求権を与えない場合には、取締役会の決議によって、金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当をすることができない（459条1項4号）。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題13

正解

5

難易度

C

【出題内容】

清算株式会社

【解説】

ア．誤り。清算株式会社は、残余財産の分配をしようとするときは、清算人の決定（清算人会設置会社にあつては、清算人会の決議）によって、残余財産の分配に関する事項を定めなければならない（504条1項）。

イ．誤り。清算株式会社の能力は清算の目的の範囲内に限定される（476条）。したがって、清算の目的に反する剰余金の配当はすることができない。

ウ．正しい。509条1項3号。

エ．正しい。507条1項。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は5となる。

問題14

正解

4

難易度

B

【出題内容】

持分会社

【解説】

ア．誤り。持分会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類を作成しなければならないが（617条2項）、附属明細書を作成する必要はない。

イ．正しい。617条3項。

ウ．正しい。622条1項。

エ．誤り。このような規定はない。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は4となる。

問題15

正解

2

難易度

A

【出題内容】

社債

【解 説】

ア. 正しい。社債の発行は業務執行行為の一環であるから、取締役会非設置会社においては、取締役が募集社債に関する事項を決定することができる（348条1項）。

イ. 誤り。公開会社は取締役会設置会社であるから（327条1項1号）、676条1号に掲げる事項（募集社債の総額）その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項（施行規則99条参照）については、取締役会が決定することを要し（362条2項）、その決定を代表取締役委任することができない（362条4項5号）。しかし、それ以外の事項の決定を代表取締役に委任することは可能である。

ウ. 正しい。726条1項。

エ. 誤り。会社法には、社債権者集会の決議の取消しの訴えに関する規定はない。社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じないからである（733条、734条）。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題16

正解

3

難易度

B

【出題内容】

組織再編

【解 説】

ア. 誤り。変更後の効力発生日を「公告」しなければならない（790条2項）。

イ. 正しい。793条1項2号。

ウ. 正しい。787条1項1号。

エ. 誤り。806条1項2号。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は3となる。

問題17

正解

2

難易度

C

【出題内容】

自己株券買付状況報告書

【解説】

ア. 正しい。金商法24条の6第1項。

イ. 誤り。金商法24条の6第1項かつこ書。

ウ. 誤り。有価証券届出書の公衆縦覧期間は5年であるが（金商法25条1項1号），自己株券買付状況報告書の公衆縦覧期間は1年である（金商法25条1項11号）。

エ. 正しい。自己株券買付状況報告書の不提出について，課徴金の納付を求める規定はない。

以上より，正しいものはアとエであることから，正解は2となる。

問題18

正解

4

難易度

B

【出題内容】

有価証券報告書

【解説】

ア. 誤り。本記述のような規定は存在しない。なお，金商法24条1項柱書ただし書参照。

イ. 正しい。金商法24条1項1号かつこ書。

ウ. 誤り。有価証券報告書提出会社は，その会社の区分により開示府令3号様式，3号の2様式，4号様式，8号様式および9号様式のいずれかの様式で作成しなければならないが（開示府令15条），いずれの様式にも有価証券の募集または売出しに関する事項を記載する箇所は存在しない。

エ. 正しい。金商法24条の4の7第1項，24条の5第1項。

以上より，正しいものはイとエであることから，正解は4となる。